

# (仮称) 三重松阪蓮ウィンドファーム発電所計画段階環境配慮書

## 意見書

住所 大台町久豆199

---

氏名 NPO法人大杉谷自然学校

---

三重松阪蓮ウィンドファーム発電所建設に断固反対します。

- (1) 宮川本流における2か所のダム建設の教訓として、大きなエネルギー供給の代償として、取り返しのつかない大きな環境破壊が伴うことがわかっています。

大台町には高度成長期の電力需要に応えるため、昭和20—30年代に相次いで2基のダムが宮川本流に建設されました。結果として、鮎など回遊魚がダム上流域には遡上できず姿を消し、水量の約7割が減少、汚濁などが発生し、本来宮川が持つ豊かさ美しさを大きく損ねました。ダム建設から60余年を経た今でもダム以前の宮川の姿を知る古老からは、ダム建設を後悔する声が聞こえてきます。大きなエネルギー供給には取り返しのつかない自然や生態系の破壊を伴うことを、ダムの歴史があるからこそよく理解しています。今から11年前に今回のA、B地区の大台町地内で風力発電計画があり、住民の反対運動にて撤回した歴史があります。これも、過去のダム建設の教訓と無関係ではないでしょう。

この風力発電所建設では、いかに環境配慮しようとも再生不可能な環境破壊になります。よって、風力発電所建設には反対します。

- (2) 配慮事項によって人間が予測できる範囲の環境影響を回避低減し、建設後に存続するレベルの生態系を残せば良いという考えは間違いです。

大台町は町全域がユネスコエコパークに指定される自然と人が共生する町です。また、建設予定地は三重県内でも貴重な生態系が残る場所です。生態系は多様な自然要素のつながりの中にしか存在し得ないものであり、人が決めた境線で分断できません。一度破壊すれば、元のような貴重な生態系を取り戻すことは恐らくできません。この地域には文献調査にも出てこない希少種のコウモリ類の存在が専門家から示唆されています。まだまだ人間が知りえない貴重な生態系が存在する可能性があります。

よって、配慮事項によって人間が予測できる範囲の環境影響を回避低減し、建設後に存続するレベルの生態系を残せば良いという考えは間違いです。貴重な現在の生態系を一切の改変なく次世代に残すため風力発電所の建設には反対します。

(2 ページ目裏側に続く)

(3) 風力発電所適地である源流域の山林の改変は、水域への影響が計り知れないほど大きく、希少種ネコギギをはじめ水生生物の生態系に悪影響を与える可能性があります。

配慮書では水域への影響は小さいと評価されていますが、今年の夏に発生した熱海の土石流災害で山と水域のつながりが明白になりました。特にC・D地区の源流部の改変は、希少種であり国の天然記念物でもあるネコギギをはじめ櫛田川流域の水生生物の生息環境に悪影響を与える可能性があります。よって本流のみならず支流も含め源流域の山林を改変することに反対します。

(4) 風車が見えることは観光資源としての景観の希少価値を著しく低下させます。

大台町のみならず大台山系台高山脈登山ほぼ全てのルートから風車が見える計画です。また、夜間は風車にライトが付くため光害の影響もあります。

景観については主観的な問題ですが、人工物も人為的改変も視野に入らない景観資源は狭い国土の日本において、既に希少な存在になりつつあります。現在多くの場所で風力発電や太陽光発電建設が推進される中、人工物である風力発電所がない景観こそ、将来的には希少価値の高い観光資源になると予想しています。

今回の計画においては、どれだけ配慮しようとも「見える」事実を変えることはできないと考えています。登山道から風車が見えることは重要な観光資源を失うこととなります。よって可視領域にあるA-D地区すべての建設に反対します。

(5) 保安林の解除は森林の多面的機能を喪失させ、かつ森林所有者に対しては保安林の減免特権を喪失させるため、将来的な森林所有の不安定化につながるのではないかと心配しています。

保安林は森林の多面的機能を守るための指定です。指定を解除してまで風力発電所を建設することは「自然に優しいエネルギー」の目的に反することです。また、建設地を所有者から賃貸するのであれば、所有者は税金の固定資産税や相続税等の減免特権を失うこととなります。賃貸契約の終了後、元と同じように保安林の再指定が可能かどうかは未定だと思います。

よって長期的視野に立つと森林所有者に不利益になる場合があるのではないかと、またその影響が将来の森林所有の不安定化につながるのではないかと大変心配しています。

(以上全2ページ)